

第8回厚岸町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年2月28日（水）午前10時00分から午前11時00分

2 開催場所 厚岸町役場 2階 庁議室

3 出席委員（12名）

（1） 会 長 1 番 遠 藤 浩 一

（2） 委 員 2 番 貢 則 夫、3 番 河 村 公 貴、
4 番 蝦 名 哲 也、5 番 佐 藤 仁 昭、
6 番 小 澤 洋 之、7 番 中 井 勝 之、
8 番 中 山 康 彦、9 番 伊 藤 美 晴、
10 番 石 澤 由 紀 子、11 番 小 山 裕 市、
14 番 樋 浦 泰 夫

4 欠席委員（2名）

（1） 委 員 12 番 多 田 和 文、13 番 橋 本 隆 幸

5 議事日程

第1 報 告第7号 農業経営改善計画の認定について

第2 議 案第21号 贈与税の納税猶予等に関する証明について

第3 議 案第22号 現況証明願について

第4 議 案第23号 農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

局長 江上 圭、主事 北本 慶次郎

7. 会議の概要

局長	本日は、お忙しい中、本総会に出席いただきましてありがとうございます。 開催前に本日の総会出席状況を申し上げます。 9時57分現在、出席委員12名、欠席委員2名、よって、厚岸町農業委員会会議規則第9条に定める、在任委員14名の過半数が出席されておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告し、ただいまから、第8回厚岸町農業委員会総会を開催します。 また、本日は総会議案終了後に、地域計画の概要および今後の進め方等について、水産農政課農政係より説明をいただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶) はじめに、本日の議事録署名委員を指名します。 議席番号「3番 河村委員」、「4番 蝦名委員」をお願いいたします。 議事日程に従い議事を進めてまいります。 日程第1 報告第7号「農業経営改善計画の認定について」を議題とします。 事務局から説明願います。
局長	議案書1ページをお開き願います。 報告第7号「農業経営改善計画の認定について」 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、厚岸町から農業経営改善計画の認定をした旨通知があったので報告する。 令和6年2月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回、町から通知のあった内容について、更新が4件となっております。 議案書3ページから4ページに今回の認定一覧を掲載しております。 詳細につきましては、議案説明資料1ページに掲載しておりますので、説明を省略させていただきます。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	報告第7号について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、報告第7号については、原案のとおり承認させていただきます。

	次に日程第2 議案第21号「贈与税の納税猶予等に関する証明について」を議題とします。 事務局から説明願います。
北本	議案書6ページをお開き願います。 議案第21号「贈与税の納税猶予等に関する証明について」 租税特別措置法第70条の4第1項の適用を受けている下記の者について、引き続き農業を行っている期間を証明することの議決を求める。 令和6年2月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 今年度の証明が必要な受贈者は6人となっております。 受贈年月日および農業経営を行っている期間は掲載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。 この証明については、農地等の生前一括贈与を受けた方が、取得した特例農地に係る贈与税の納税猶予と不動産取得税の徴収猶予を受けられる要件として、3年ごとに「継続届出書」の提出が必要となるものです。 この届出については、3月15日までに釧路税務署および釧路総合振興局に届出しなければならないことから、特例農地等の管理台帳および農地台帳システムにより経営地として引き続き経営が行われていることを確認し、期日までに進達したいと考えております。 また、特例農地の利用状況は、昨年秋に実施した農地パトロールにおいて、全ての農地が適切に利用されていることを確認しております。 なお、番号2については、〇〇委員が「議事参与の制限」に該当いたします。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	番号2について、〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、それ以外を先に審議したいと思います。 何かご意見・ご質問はございませんか。
中井委員	継続届出書を出すにあたり農業委員会の証明が必要とのことですが、この制度について、例えばお父さんが65歳になって年金を受給するときに農地を贈与していなければならない。その際に贈与税がかからないように猶予する制度ですが、贈与された農地を使うのは当たり前だが、その農地を売ったり貸したりしてしまうと猶予が無くなり、その分を支払わなければならないということではよろしいでしょうか。また、その農地をしっかり使っているか、売ったり貸したりしていないかを注視していく必要があるということではよろしいでしょうか。

北本	はい。その通りです。
会長	ほか、ご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑が無いようですので、番号2以外について、原案のとおり承認させていただきます。 次に番号2について、審議いたします。 〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。 暫時休憩いたします。 (〇〇委員退室) 再開いたします。 本件について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、本件については、原案のとおり承認させていただきます。 暫時休憩いたします。 (〇〇委員入室) 再開いたします。〇〇委員にご報告いたします。 本件については、原案のとおり承認されました。 次に日程第3 議案第22号「現況証明願について」を議題とします。 事務局から説明願います。
局長	議案書7ページをお開き願います。 議案第22号「現況証明願について」 次の土地の現況証明願を受理したので、証明書を交付するものとする。 令和6年2月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容をご説明いたします。 今回の証明願の案件は3件となっております。 申請書の写しについては、議案書8ページから11ページに、位置図の資料については、議案資料2ページから5ページに掲載しております。 詳細については、議案説明資料1ページから2ページに掲載しておりますので説明を省略させていただきます。 なお、現地調査については、航空図から見ても明らかであることや長年利用されていないことから、省略することで問題ない旨、第1部会の佐藤部会長に確認済みであり、証

	明の可否については可であることを確認しております。 なお、番号2については、〇〇委員が「議事参与の制限」に該当いたします。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。
会長	番号2について、〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、それ以外を先に審議したいと思います。 何かご意見・ご質問はございませんか。
石澤委員	〇〇は何の会社でしょうか。
北本	太陽光発電設備販売の業者です。 以前も何回か総会に諮っている、〇〇という会社から独立した会社です。
局長	今回の申請について、土地所有者の3方から委任状をいただいて、その委任状を付して申請をいただきました。
伊藤委員	この地図はどこら辺にあたるのでしょうか。
北本	国道から〇〇さんに行くところのお寺の手前です。
樋浦代理	所有者が3名いるが共同名義でしょうか。
北本	共同名義です。
会長	ほか、ご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑が無いようですので、番号2以外について、原案のとおり承認させていただきます。 次に番号2について、審議いたします。 〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。 暫時休憩いたします。 (〇〇委員退室) 再開いたします。 本件について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし)

	特に質疑がないようですので、本件については、原案のとおり承認させていただきます。 暫時休憩いたします。 (〇〇委員入室) 再開いたします。〇〇委員にご報告いたします。 本件については、原案のとおり承認されました。 次に日程第4 議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局から説明願います。
北本	議案書12ページをお開き願います。 議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、厚岸町から決定を求められた農用地利用集積計画について、議決を求める。 令和6年2月28日提出 厚岸町農業委員会会長 遠藤 浩一 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回の案件は、売買が3件となっております。 各筆明細書の写しについては議案書13ページから16ページに、位置図の資料については議案資料7ページから9ページに掲載しております。 詳細については、議案説明資料2ページから3ページに掲載しておりますので、説明を省略させていただきます。 なお、整理番号1557については、〇〇委員が「議事参与の制限」に該当いたします。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	整理番号1557について、〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、それ以外を先に審議したいと思います。 何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑が無いようですので、整理番号1557以外について、原案のとおり承認させていただきます。 次に整理番号1557について、審議いたします。 〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。 暫時休憩いたします。 (〇〇委員退室) 再開いたします。

	本件について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、本件については、原案のとおり承認させていただきます。 暫時休憩いたします。 (〇〇委員入室) 再開いたします。〇〇委員にご報告いたします。 本件については、原案のとおり承認されました。 全体を通して何かございませんか。 特になければ、これで本日の議案の審議を全部終了いたしました。 (水産農政課〇〇主任入室) 最後に、事前に案内していたとおり、水産農政課農政係より、地域計画の概要および今後の進め方等について、担当者より説明いただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。
水産農政課 〇〇主任	(内容説明) この場でもし意見等あれば、いただいた意見を反映させ取り進めていきたいと思ひます。
局長	今、農政係の〇〇主任から説明をいただいたところです。 皆さんも各研修会等で地域計画の話は聞いているかと思いますが、他市町村の動向をみても、取り組み方については様々と聞いております。 水産農政課と話をした段階で、なるべく円滑に計画の策定を進めていきたいということで取り進めており、その辺について農協、普及センターとご相談をさせていただいているところです。 事前に資料配布していたとはいえ、なかなか意見が出づらいのかなと感じておりますが、意見等ある方がいればお願いいたします。
樋浦代理	今、〇〇主任から地域計画の進め方についての案を説明いただいたが、本当に実りあるものにするには、地元で集まって協議をして、自分たちの農地、地域を将来に向かってどうしていくのかというのを考える場を設けることは非常に大事なことになるので、できればそういう方向で進めていただきたいと思います。
蝦名委員	地域計画について、農地の集約とかなるべく使いやすくとかいう内容で書かれていると思いますが、そういった計画を進めながら、一方で農地の真ん中に道路を作って農地を分散してしまうというのか、せっかく一枚畑で使いやすい農地の真ん中に高規格道路の計画を進めているという矛盾があると思うが、これは計画的にどうなのでしょう。

局長	地域計画と今話された内容について、土台を持っているところがそれぞれで考えているというのが今の状況だと思います。 今後、こちらで問い合わせ等は必要になるかと思いますが、そういった場合、例えば地域計画において高規格道路はどのような対応になるのかというのを農水省に確認していかなければならないと思います。 この場で矛盾している云々については答えられないので、それぞれの担当部分で上位の組織、振興局や農業会議に例示をして問い合わせをしながら、個々の計画を作っていく必要があると思います。 根本の話はそれぞれの部署で、農水省は今後の施策としてこれが必要、高規格道路については国交省が様々な要望を受けながら道路を作っていくということになるので、矛盾しているのではという問いに対して回答はなかなか難しいと思っておりますが、全国的に少なからずこういう事例があると思うので、上位組織等に確認しながら聞取りをさせていただくということしか今は言えません。 想定するに、それぞれの省がそれぞれの立場で計画を作っているというところで、一番被害を被っているのが、そこが合致する土地を所有している住民だと思うので、その辺がどうなのかというのも含めて問い合わせをさせていただき、こちらが疑問視していることは伝えていきたいと思います。
蝦名委員	今後のこれからについては、地域だけでの話では収まらないと思います。道路が整備され大都市へのアクセスが整備されて、なおかつ畑も使いやすくなっているということであれば、外部からも人を呼んで新規就農等もしやすくなる。地域の中だけでやってもどんどん人は減っていくというのは目に見えているし、新しく外から人を呼んで何かやるとなっても、環境面、アクセス面も整備していかなければならない。なので、今、農水省と個別にと言ったが、ここも一緒に計画を進めていかないと、個別にやっても、もう手に負えない時期なのではないかと思います。
局長	地域計画を作るにあたって、例えば尾幌地区の話があった時に、広い観点から関係機関の中に道路関係者も入れ、どういう手法であれ一緒に進めていく必要があるとは私たちも思っております。先程言った普及センター、農協と同じように、関係機関ということで集まっていただき、意見を聞く等は必要だと思っておりますので、どんな形、タイミングというのは今後になりますが、関係機関に確認しながら進めていきたいと考えております。
石澤委員	樋浦さんが言ったように時間がかかってもよいので、地域の方に入ってもらった中で進めていくほうがいいのではないかと思います。 資料の中に家族の方というのもあるので、女性にも入ってもらって、その上でどういう地域を作っていくのかというのを考えなければ、地域が無くなってしまうという状況になってきているので、そういうやり方でやっていただきたいと思います。

局長	わかりました。今、意見をいただいた部分を踏まえまして、地域での話し合いやそこに含まれる関係機関の同席など、ご意見いただいた部分を反映できるような形で進めて参りたいと思います。 今後、皆さんにもご協力いただく部分があるかと思いますが、その際はご協力お願いいたします。
会長	〇〇主任ありがとうございました。 (〇〇主任退室) 最後に、事務局よりスケジュールについて説明願います。
局長	・スケジュール等説明
会長	以上で、第8回厚岸町農業委員会総会を終了いたします。 本日はご苦勞様でした。

上記相違ないことを確認し、署名押印する。

議長 厚岸町農業委員会会長

印

議事録署名委員 3 番

印

議事録署名委員 4 番

印